

平成26年度 第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成26年11月17日(月) 13:30～15:30

場所 かでる2・7 1070会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ・平成25年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ・平成25年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について
- ・第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
- ・北海道男女平等参画推進条例の見直しについて
- ・道の女性活躍支援施策について

(2) 審議事項

- ・第2次北海道男女平等参画基本計画平成27年度重点事項について
- ・北海道男女平等参画チャレンジ賞選考に係る専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○細野男女平等参画担当課長 皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻より若干早いですけれども、皆様、おそろいになりましたので、ただいまから、平成26年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の佐藤敏からご挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 くらし安全局長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会についてでございますけれども、報告事項といたしまして、条例に基づく道民からの申し出の受け付け状況を初めとして5件の項目について報告させていただきます。さらに、審議事項といたしまして、平成27年度の重点事項、それから、チャレンジ賞の選考に係る専門部会の設置の2件につきましてご審議をお願いしたいと存じます。

なお、平成27年度の重点事項の選定に関しまして、あらかじめ委員の皆様方からご意見を頂戴いたしております。ご協力に感謝申し上げますとともに、お礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、現在、国では、全ての女性が輝く社会をつくるということで、国の重点施策としてさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。この北海道におきましても、農林水産業などを基幹とする本道の産業構造や社会背景を踏まえた女性の活躍、男女平等参画の一層の推進が必要であるという考え方に立っております。後ほど、担当からご説明申し上げますけれども、今般、女性の活躍を応援する関係者から成るネットワークを構築したところでございます。女性の生き方においては、結婚、育児、介護などさまざまなライフステージに応じて、さまざまな選択肢がございます。この女性が生きがいや目標を持って生き生きと活躍する社会をつくるためには、それぞれの立場の女性の方々の思いを少しでも実現できるようなきめ細かなサポートが必要であると考えております。審議会の委員の皆様方におかれましては、そういった観点からもご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、引き続き北海道における男女平等参画社会の実現に向けましてお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○細野男女平等参画担当課長 本日の出席状況でございますが、関口委員がご都合により欠席されております。

本日の審議会は、委員15名のうち14名の出席をいただいております。2分の1以上の出席ですので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、北海道男女平等参画推進本部の幹事も出席させていただきます。ご報告いたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に配付の審議会次第をご覧ください。

中段から下のほうに配付資料一覧を掲載してございますが、資料1の住民等からの申出受付状況から資料11の専門部会までにつきましては、あらかじめ、皆様方に配付させていただいたところがございます。また、本日の配付資料としましては、資料12の北海道男女平等参画推進条例、資料13の男女共同参画に関する計画の策定状況（市町村）、その他としまして、第3次のDV防止基本計画の冊子でございますが、今回、印刷ができ上がりましたので、改めて配付させていただきます。封筒に同封してございますが、来年1月23日に私どもでデートDVに関するセミナーを開催いたしますので、そのご案内も配付させていただいております。その他、本日の配席図、出席者名簿を配付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○細野男女平等参画担当課長 ただいまの資料が本日の配付となっておりますが、それぞれおそろいでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては広瀬会長をお願いしたいと存じます。

会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○**広瀬会長** 皆様、こんにちは。

お忙しいところをありがとうございます。

それでは、司会を務めさせていただきます。

まず、議題（1）報告事項①、北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出受付状況報告について、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 事務局の森といいます。よろしくお願いします。

私から、報告事項①の北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出についてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。

本条例第18条では、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、または、男女平等参画に必要と認められるものがあるとき、道民等から知事に対し申し出ることができるとしており、本庁の道民生活課と14振興局の環境生活課を申し出の窓口として、さまざまな申し出を受理しているところです。

また、本制度の運用に当たっては、事務処理要領を定め、要領に基づいて受け付け状況の集計等を行っておりますので、本日は、平成25年度の実績についてご報告いたします。

なお、実績件数のご説明の前に若干補足をしたいのですが、男女平等参画を阻害するものとは、性別を理由とした差別的な扱い、セクハラ、DV相談等の男女の人権の尊重にかかわるようなあらゆる暴力的行為などを含む男女平等参画の推進を妨げる要因となるようなものを指しております。一方で、本庁と各振興局においては、道民からの申し出窓口としての機能のほかに、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけ、役割もありまして、統計上、DV相談の件数も本条例に基づく申し出件数に含まれております。ただし、道立女性相談援助センターなどは、本条例の申し出受理機関ではありませんので、センターで受理したDV件数などはこの申し出件数に含まれておりませんので、この統計数字が道全体のDV相談の件数とはならないということを補足させていただきます。

資料に戻らせていただきます。

平成25年度の申し出件数は664件となっております。平成23年度をピークに減少傾向にあり、前年度に比べ84件減少しております。

次のページの2枚目をご覧ください。

月別、内容別の内訳ですが、男女平等参画を阻害するものの件数が568件と全体の85%を占めております。その主な内容は、コード別受け付け件数の表34番、夫・パートナーからの暴力、いわゆるDV相談がほとんどでありまして、530件と全体の約80%を占めております。

ちなみに、例年、全体件数が増減しておりますが、DVに関する申し出相談件数は、例年、全体のうち約80%を占めているような状況で推移しております。

次に、資料2の北海道男女平等参画苦情処理委員活動状況報告書をご覧ください。

資料の3枚目、1ページになりますけれども、本条例第20条では、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められることに関し、道民等から苦情処理委員に対して直接申し出ることができるとしており、道では、専門的な知識を有する者として、2名の弁護士を苦情処理委員として設置しております。

この報告書は、本制度の運営要綱に基づきまして、委員から活動状況に関する報告として知事に提出されたものであります。また、この要綱では、知事は、報告があった場合、本審議会に報告にすることとしております。

報告書の4ページをご覧ください。

申し出件数でございますが、平成25年度の申し出はございませんでした。平成23年度以降、申し出件数がない状況が続いており、本制度の運営方法等について昨年も審議会においてご意見をいただいたところでもあります。事務局としては、このような状況は、近年、社会全体で男女平等に関する類似の各種相談機関や窓口が以前より充実してきたからではないかとのよい面もあるほか、

道における本制度の広報、PR、周知不足、委員への申し出については制度上、住所、氏名等の個人情報情報を明らかにした文書によって行わなければならないとして、制度面で利用者が申し出をためらうこともあるという運営面での課題についてご指摘があったことも踏まえ、引き続き、道民の皆様にも本制度を利用していただけよう改善策を検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員からの報告にもありますとおり、ちょっと前になりますが、都議会におけるセクハラやじなどがクローズアップされたことがありました。男女平等参画の意識が高まるにつれ、これまで当たり前とできてきたことが性別による固定的役割分担意識に基づくものであり、改めて見つめ直すとおかしいのではないかという潜在的な問題が本制度により一歩ずつ改善されていくことを期待する趣旨の委員からの報告があったことを申し添えます。

以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か質問等はございますでしょうか。

○**山根委員** 前にもお尋ねしたかもしれませんが、弁護士の浅松さんというのは女性の方ですか。

○**事務局** はい。

○**山根委員** 名前だけではわからなかったので、お尋ねしてみました。

先ほど、なかなか申し出がないというお話がございました。その後も、利用のための改善策を考えていくということでしたが、なかなか数字にあらわれないところが本当にたくさんあると思います。その部分について、今後もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしございませんようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

それでは、報告事項の②番の平成25年度における配偶者暴力に関する北海道の状況について、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 事務局の二瓶です。

私から、平成25年度における配偶者暴力被害者に関する北海道の状況についてご報告いたします。

資料3をご覧ください。

まず最初に、1の相談としまして、1ページから3ページまで、道内の配偶者暴力被害に係る相談機関で受理した過去5年の相談件数の推移を載せております。

図1としまして、道内20カ所の配偶者暴力相談支援センターの相談件数として、平成25年度は3,453件で、前年度に比べ3.7%減少しております。

そのほか、配偶者暴力相談支援センター以外の相談機関の相談件数を図2から図5にお示ししておりますが、北海道警察及び婦人相談員を設置している市につきましては、前年または前年度と比較しまして増加している状況で、法務局または民間シェルターについては減少している状況でございます。

これらの相談機関の相談件数を総合したものを図6にお示ししております。平成25年度におきましては、1万2,902件として、前年度に比べ1.1%増加しており、平成19年に配偶者暴力防止法が改正されたこともあり、配偶者からの暴力への認識がさらに高まったことなどから、近年、増加傾向にございます。

次に、3ページの2の一時保護をご覧ください。

こちらに、道内における配偶者暴力被害者の一時保護について道立女性相談援助センターと、民間シェルター8カ所、また、母子生活支援施設3カ所に委託し、合わせて12カ所で行っている件数を載せております。

平成25年度の一時保護人数は311人で、前年度に比べて増加しておりますが、図7で5年間の推移を見ていただくと、ここ5年間は300人前後で推移している状況でございます。

裏のページをめくっていただきまして、4ページに、3の保護命令がございます。

こちらは、平成25年の道内保護命令発令107件で、平成13年10月の法施行後からの累計は1,461件、平成25年12月末までの保護命令違反での検挙件数は34件となっております。

その下に、4、配偶者による暴力事件ということで、北海道警察本部の資料をいただきまして、道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数を記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

それでは、今の説明について、何か質問等はございますでしょうか。

○**田中委員** 民間シェルターで一時保護される方の配偶者の問題をお伺いしたいと思います。配偶者に対しては、カウンセリングとか何かの対策はとられているのでしょうか、ただ保護するだけなのでしょうか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○**事務局** 一時保護につきましては、被害者の保護の部分だけでして、加害者の対応は行っておりません。

○**田中委員** これから、そういう方向について行うことはないのでしょうか。

○**事務局** 加害者の問題でございますが、実は、加害者の更生プログラムも研究されているところです。加害者に更生していただいて再発を防止するという観点は非常に大事なわけでございます。ただ、専門的な知識がかなり必要なこともございまして、現在、国において研究しているところがあります。道としては、国に対して、そのプログラムについて早急をお願いしたいと要望しているわけでございますが、かなり専門的な分野なものですから、道単独で研究したり取り組むところまで至っていないのが現状でございます。

今後は、そういったことも必要かと考えております。

○**広瀬会長** ほかに何かありますか。

○**足立委員** 3ページの図6の数字について伺いたいと思います。

平成24年度に1万2,763件、25年度が1万2,902件ということですが、この数字の考え方として、1万2,902件が全く新しい事例として発生したのでしょうか、それとも、平成24年度にあった1万2,763件から再度ここに出てきているような事例があるのではないかと思います。要するに、平成25年度における完全な新規という形の数字は捉えておられるのでしょうか。

○**事務局** こちらの相談件数ですが、それぞれの相談機関でご本人から相談があった件数を積み上げているもので、それが継続か、新規か、同じ方から来ているのかという統計はとっておりません。また、匿名の方が多いため、そういったことも無理な状況でございます。

○**足立委員** 例えば、1人が2回、3回と来られた場合のカウント数はどうなっているのでしょうか。

○**事務局** 相談件数のほとんどは電話の相談が多いということですがけれども、似たような継続の案件であれば1件となっているかもしれませんが、一件一件対応したものを1件というふうにカウントしていることが多いと思います。

○**足立委員** ということは、基本的には、1万2,902件という数が人数と等しいという考えは成り立たないという理解をしておかなければならないのですね。しかし、その辺のところを細分化しないと、実質的な対応が今後は難しいのではないかという気がします。電話等々のお話であったり、個人情報の問題もあって、その辺を明確にしていくのはなかなか難しいことなのだろうと思いますけれども、どのような案件が実際にふえているのかを考えるとときには、その年度における新しい相談、初めて相談に来られた方をある程度つかんでいくシステムを今後考慮していく必要があるのではないかと思います。

○**事務局** 電話の相談の場合、ほとんどがお名前をおっしゃらずに相談されます。場合によっては、年齢もはっきりおっしゃらないで相談される方も多い状況でございます。

私どもとしては、その内容によって分類して統計をとっているわけでございますが、個人の特定まではできない状況でございます。分類する中で、例えば、ある程度の年代で統計的に系統を捕まえていくことについては、今後もやっていきたいと考えております。

○**足立委員** ただ、初めての相談ですかぐらいのことは聞けるのではないのでしょうか。そういう方法論もあるのではないかという気がするのです。おっしゃることはまことにそのとおりで難しいだろうとは思いますがけれども、何らかの形で新しい傾向というか、年度年度における新しい傾向を探

っていくことに関しては、多少、システム化というか、方法論を考えていくべき事柄ではあろうと私は思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

他にどうぞ。

○**高田委員** 今のお話に、継続と新規についての区分けがしにくいとありましたが、ある民間機関では、相談を受けたときに、ナンバーを交付して、次回以降、何かご相談があったらこのナンバーを言っただけであればという対応をしています。名前を一切名乗らなくても、ナンバーを申し出ただけであればいいということをしているところがあるのです。例えば、ご相談を受けたら、名前も何も聞いていませんからわかりませんが、123でも467でもいいのでナンバーを与えておいて、それを言っただけであれば資料をばっと思わせるということをやっているところもあるようです。

参考です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

他に何かありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、次の報告事項に移ります。

③番の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、事務局から報告していただきます。

○**事務局** 資料4に基づいて説明させていただきます。

第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてであります。これは、北海道男女平等参画推進条例第17条に基づき、毎年公表することとされているものでございます。

3の計画の推進状況についてですが、計画の推進管理を効果的に行うため、施策の方向の各項目ごとに、31の指標項目、62の参考項目を設定するとともに、指標項目においては目標値を設定しております。また、本審議会のご意見を踏まえながら、男女平等参画の推進に関する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項を決定しております。

一つめぐりまして、2ページ目をご覧ください。

以下、指標項目について記載されておりますが、時間の関係上、主な項目について説明させていただきます。

まず、目標Ⅰ「男女平等参画の実現に向けた意識の改革」につきまして、「全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合」は、平成25年度で50.9%と目標値を達成しております。

次に、3ページ目をご覧ください。

目標Ⅱ「家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進」につきまして、道の審議会等における女性委員の登用率は、平成25年で35.0%と平成24年の35.5%に比べ下がっておりますが、平成26年4月では36.3%と上昇しております。

次に、「子育てを支援する企業の割合」につきまして、中小企業では2.52%と依然として低い状況が続いておりますが、平成19年度に比べるとわずかながら上昇しております。

一つ飛ばしまして、「保育所入所待機児童数」でございます。「532人(H24年)」と記載がありますが、こちらは、平成25年4月1日の数値でありまして、平成19年と同数となっております。待機児童数は、平成24年の1,075人をピークに毎年増加してはりましたが、平成25年以降は減少に転じ、平成26年4月1日現在では473人と前年より減少しております。

次に、「育児休業取得率」につきまして、女性は目標値を達成しておりますが、男性は2.0%と依然として低い状況でございます。

4ページ目をご覧ください。

目標Ⅲの「多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」ですが、道民カレッジの講座受講数につきましては、平成24年では77,666人、平成25年では81,664人と増加しております。

以上、資料4の概要について説明させていただきました。

各指標と事業の詳細につきましては、資料5に記載がありますので、ご覧いただければと思いま

す。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

今の説明について、何か質問等はございますでしょうか。

○**山根委員** 関連施策のことでお尋ねしたいのですが、

男女平等参画広報誌というのは、「イコール・パートナー」のことですか。

○**事務局** そうです。

○**山根委員** 「イコール・パートナー」は、どのような配付の仕方をなさっているのか、発行部数と、どういうところに配付されているのかをお尋ねしたいと思います。

○**事務局** 各市町村や振興局、女性団体などに配付しております。

発行部数は、確認いたします。

○**山根委員** 私は、退職教員の組織の中におりまして、そちらにこのような施策をアピールしたいなどと思って取り寄せさせていただいて配付したこともあるのですが、私は地元においてこういうものを目にしたことがないのです。せっかくすごく重要な部分を占めているので、たくさんの方に行き届くような配付のあり方だったらいいなと思いました。

皆さんのところに必ず行くのは、「ほっかいどう」という広報紙です。さっきの苦情処理のところで聞こうと思ったのは、私のまちでは、新聞をとっているところには広報紙が手元に届きます。今のような重要な内容があるものは、手元に届いてほしいなと思います。内容を聞いて、またご意見を言いたいと思います。

○**広瀬会長** 事務局からはよろしいですか。

○**事務局** はい。

○**広瀬会長** それでは、ほかの質問をどうぞ。

○**齊藤委員** 3ページに出ているデータですが、上の表の子育てを支援する企業の割合は、大企業で目標値100%、中小企業で25%ですが、平成25年度の結果は、大企業は97.6%、中小企業で2.52%というのは、目標に対してはかなり低いと思います。この一般事業主行動計画は、たしか中小企業事業主も提出が義務づけられてきていると思いますが、このデータの把握はどのようにされてこういう低い数値で出てきているのでしょうか。

○**事務局** 男女平等参画グループの向平と申します。

中小企業につきましては、全部提出することにはなっておりませんで、101人以上の企業のみです。この調査自体も、悉皆調査ではなくて、雇用労政課調査の数字を転用させていただいております。

○**齊藤委員** 北海道労働局では、かなりの範囲で企業から提出義務のあるものについてとはとっていると思いますが、その通知から見ると低いかなという印象をとっても受けます。把握の仕方が違うということになると思いますけれども、一般に女性が働きながら妊娠、出産を迎えるにしても、多くの中小企業における女性社員の場合は、これは法律違反ですが、雰囲気的に休暇がとれないということで、強制的に退職しています。そういうことのために少子化対策の効果がなかなか上がってこないところかと思えます。

北海道で、こんなにも中小企業が一般事業主行動計画を出していないというのは、驚きの数字でございましたので、このような質問をさせていただきました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**田中委員** 保育所の入所待機児童数ですけれども、この保育所は、認定保育所あるいはそうではない保育所も含まれているのでしょうか。

○**事務局** 市町村によって待機児童の概念がそれぞれまちまちでございます。これは、認定保育所と、市町村によってはそれ以上のものも含めてございます。それを道で年に2回ほど、4月1日と10月1日現在で取りまとめまして、これは4月1日現在の数字でございます。

○**田中委員** 例えば、保育所に入れる場合も、かなり遠いところに入らなければならないということがあると聞いています。できれば、職場なり家庭に近い場所がよいと思うのですが、そういう対策は何かとられていますか。

○**事務局** 待機児童につきましては、主に札幌市などで生じているわけですが、札幌市が運営すると

ころについては、私の周りの者も、残念ながら近くの保育所にはなかなか入れないと伺っています。現状はそういう形になっていないと思いますが、運営者が努力しているということでございます。

○田中委員 最後の一つ伺います。

道が率先して、例えば道庁の中に保育所をつくることはお考えになっておりますか。

○佐藤くらし安全局長 実は、方向性は定まっていませんけれども、そのことは庁内で議論になっています。今まではありませんが、実際に中で検討したのは事実です。そういう方向で検討しますかと言われると白紙ですが、検討はしております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○山根委員 今のことに関連して、待機児童の対策です。

運営のところでは調査はしているけれども、まだまだ不十分だということで指導はしているのでしょうか。

○保健福祉部 保健福祉部でございます。

待機児童の数が多いというお話で、530名を超えていますが、この大半は札幌市と旭川市の2市でございまして、他の市町村においては、ほとんど待機児童はいらっしゃらない状況になっております。いずれにしても、全道で500名を超える待機児童の方がいらっしゃるということで、私どもの部の所管課におきましては、できるだけ待機児童を減少させていくため、保育所の整備等々についてお話をさせていただいております。指導という形ではございませんが、そういったお話をさせていただいております。

○広瀬会長 他にいかがでしょうか。

○山田委員 保育所についてです。

今、一般の企業でも子どもを預ける方は増えてきています。その中で、保育所の土曜日、日曜日の開設の検討はされているのでしょうか。

○事務局 大変申し訳ございません。私どもは、男女平等参画の担当セクションでございまして、個々の保育行政の実態に関しましては、把握していない面がございます。今、直ちに、ただいまの土・日の件の回答は難しいと思います。

今の件につきましては、私のほうで調べまして、後日、ご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山田委員 実際に、今、小売業では、キャリアも失いたくないので、一生懸命、仕事を継続していきたいと思っているのです。そういった中で、一番忙しい土曜日、日曜日、祝日にリーダー格であるポジションの人がお休みすると、やはり、周りの人との関係がありますので、ぜひとも、こういったところも検討していただけるようお願いしたいと思います。よろしく願います。

○広瀬会長 他にいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 もし無いようでしたら、次の報告事項に移ります。

④番目の報告事項で、北海道男女平等参画推進条例の見直しについてです。事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告させていただきます。

男女平等参画グループの向平と申します。よろしく願います。

次第には「見直し」と書いていますが、見直しの検討についてでございます。資料6の北海道男女平等参画推進条例の見直し検討についてと、追加で配付させていただきました資料12の北海道男女平等参画推進条例の二つの資料で説明させていただきます。

まず、資料12をご覧ください。

一番最後の6ページ、平成21年3月31日に附則をつけました。これは、5年ごとに条例を見直しなさいというものです。これは、北海道のほとんどの条例について、この附則をつけたわけでございます。これに基づきまして、5年たちましたので、まず必要性、それぞれの条項の規定が活用されているか、もう一つは、古い表現がないかという観点で見直させていただきました。

資料6にお戻りください。

趣旨は、平成20年度に定められた条例の見直しに係る基本方針により、北海道の所管する条例について、5年ごとに社会経済情勢の変化等に応じて見直しを検討する旨定められ、平成26年度

は、北海道男女平等参画推進条例を含め74本の条例が対象となっております。

検討内容でございますが、事務局としては現行どおりと考えております。

理由は、条例の目的である男女平等参画社会の実現は現在でも課題であり、現行規定はいずれも活用されており、不適切な古い表現もないためでございます。条例の目的、男女平等参画社会の実現については、いまだ実現しておりませんので、その部分については必要性があるということでございます。また、規定につきましても、古い表現などありませんし、活用もされておりますので、見直しの必要はないという事務局の検討内容でございます。

以上をご報告させていただきます。ありがとうございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か質問等はございますでしょうか。

○**山根委員** 私は、この推進条例を前にもらったかなと思って一生懸命見たのですけれども、なかったのです。そして、これを読んでみたかったのですが、今、ここで初めて見ましたので、古い表現があるかどうか、内容が適切かどうかということは今すぐは返答できない状況です。

○**広瀬会長** これは、昨年度、配付されてい wasn't でしたか。

○**事務局** 昨年度、この基本計画を配付させていただいているのですが、最後のページに条例が記載されております。

○**広瀬会長** いかがでしょうか。

事務局で検討して適切な表現であると報告されているわけですが、皆さんきちんと一読されて、もしかかここはという点がございましたら、後で事務局に申し上げるといふうにしてよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、そのようにさせていただきます。

他に質問がございませんでしたら、⑤番目の報告事項に移りますが、よろしいでしょうか。

○**山根委員** 今のことに付け足します。

前文を見たところ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」というのは、条約の名称だから「女子」ですか。

○**事務局** さようでございます。

○**山根委員** では、かぎ括弧があったほうがわかるかと思いました。

○**広瀬会長** それでは、⑤番目の報告事項に移ります。

道の女性活躍支援施策について、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 男女平等参画グループの佐藤でございます。

改めまして、私から、資料7に基づきまして、現在、道において進めようとしております女性の活躍を支援するための施策について説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、資料の表紙でございます。

この資料は、去る10月21日に北の輝く女性応援会議という道内のさまざまな団体等で構成する女性の活躍を応援するための会議を設置した際の説明資料でございます。今、道が進めようとしている施策についてまとめておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

1ページ目をご覧ください。

まず、背景でございます。

この女性の活躍をめぐる背景としましては、(1)の人口減少問題、そのページの中ほどにございます北海道の男女平等参画、次のページの下にある(3)としまして、国の政策を三つに分けてまとめてございます。

まず、(1)の人口減少問題につきましては、最近、報道などでも大変大きくクローズアップされております。経済の影響としましては、まず、生産年齢人口の減少によりまして、日本市場の縮小など、さまざまな課題が懸念されているところでございます。また、地方への影響としまして、研究機関によりまして、30年後の2040年には、消滅可能性都市と言うそうですが、北海道におきましては、147市区町村、78.2%の自治体で若年女性が半分以下に減少するといった調査報告が発表されたところでございます。

(2)の北海道の男女平等参画につきましては、先ほど来、報告させていただいておりますが、

当審議会の皆様は既にご承知かと思えますけれども、道では、平成13年に条例を設置し、また、14年には、基本計画を策定しながら、家庭や職場など社会のあらゆる分野における男女平等参画社会の実現を目指しまして、目標や基本方向などに沿った事業を庁内各部と連携しながら展開しているところでございます。

次のページの中ほどをご覧ください。

ウの計画の指標推進状況でございます。

計画の指標項目や推進状況を確認するための参考項目などを見ますと、保育所受け入れ児童数など目標を達成したものもございしますが、先ほど来、いろいろ議論になってございます男性の育児休業は、道職員は1.1%、民間企業は3.9%、また、子育てを支援する中小企業の割合が2.5%など、取り組みが依然として進んでいない項目も数多くあるわけでございます。また、後ほど説明いたしますけれども、道内市町村における男女共同参画に関する計画の策定率が22.9%でございまして、全国最下位という状況でございます。また、資料にはございませんけれども、出産などにより離職するいわゆるM字カーブも、若干やめる方が多いということで、全国に比べますと谷が深いと言われており、こういったところも北海道の状況としてあるわけでございます。

次に、(3)の国の施策についてでございます。

現在、国におきましては、女性の活躍促進を日本再興戦略の中核に位置づけまして、先ほど局長からも挨拶がございましたが、あらゆる女性の活躍を支援するというところで、2020年、30%などの成果目標を掲げまして、さまざまな施策が展開されているところでございます。また、本年4月には、国の男女共同参画の施策を審議する男女共同参画会議におきまして、地域経済の活性化に向けた多様な主体による女性活躍の支援のためのネットワークの構築を求めるということで報告書が取りまとめられたところでございます。

なお、この資料につきましては、別添資料3としまして、国の資料としてまとめて一括添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

2の女性の活躍促進の課題でございます。

ただいま、こういった情勢を背景に、女性の労働参加率の上昇、あるいは、女性の能力を生かした生産性の向上など、新たな経済成長へ向けた取り組みとともに、地域の活性化に向けまして、地域の若年女性が子育てをしながら生き生きと安心して暮らし、働ける環境づくりなどが求められておりまして、働く女性が出産や育児などをしやすい環境の整備、いわゆるM字カーブの解消のための支援、それから、女性の視点を取り入れた組織や経済活動、社会づくりなどが課題となっているところでございます。

次の3の女性の活躍支援のための施策展開でございますが、本道の地域性あるいは課題などを踏まえた施策を展開するとしまして、(1)の市町村の取り組みの支援等による男女で共に支える地域社会、(2)の企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進、(3)の女性のライフステージに応じた支援という三つの柱で施策を展開することが必要と考えるところでございます。

4のネットワークの構築でございますが、このような施策を展開するためには、地域の企業や行政などがそれぞれの女性の活躍を支援するだけではなく、国、地方公共団体、民間団体、住民などが連携、協働して取り組むことが必要であるとの考えから、このたび、新たなネットワークを構築したところです。このネットワークは、それぞれの主体が連携し、課題を共有し、協働して事業を推進していくという新しいネットワークでございます。それぞれの主体が得意とする役割を自主的に果たしつつ、全体としてすき間のない横断的、総合的な支援体制を構築しようとするものでございます。

別添資料の1をご覧ください。

1枚目をめくっていただきまして、女性の元気応援ネットということで、これはネットワークの概要図でございます。道内の経済団体はもとより、生産団体、地方団体や労働団体などオール北海道で北海道の元気応援ネットを構築し、女性の活躍を支援する機運の醸成を図るというものでございます。

図の左側の北の輝く女性応援会議と、右側にございます女性の活躍懇話会、さらに、下に記載しておりますが、女性の元気情報広場の三つの柱で構成するものでございます。

まず、左側の北の輝く女性応援会議につきましては、このネットの中心的な推進役としまして、

多様な主体がそれぞれの得意分野に取り組むことにしております。

次の別添資料2をご覧ください。

この会議の今後の取り組みの方向としましては、右側の「会議」の概要にまとめております。HOP、STEP、JUMPで整理してございますが、HOPの現状の認識や他の事例の把握などからスタートしまして、JUMPの構成団体全体による共通の取り組みに至るまで段階的に発展させていきまして、その取り組みを通じて、道内企業や道民の意識改革を進め、社会全体で女性の活躍を応援する機運を醸成しようとするものでございます。

別添資料1にお戻りいただきまして、右側の女性の活躍懇話会でございます。

記載のとおり、企業も含めて道内において現に活躍している女性等から、活動の状況や課題などをお聞きし、道の施策検討の参考とするものでございます。全道開催と地域開催がございまして、既に8月から知事が地方に訪問した際などには、地域開催ということで実施しているところでございます。また、この内容については、逐次、ホームページなどでも公表させていただいております。

下の情報広場では、北の輝く女性応援会議あるいは活躍懇話会などでの情報、構成団体やその傘下企業などの取り組み情報、道内市町村や地域の情報などを一元的に集約しまして発信していくプラットフォーム化をこのネットのファースト・ステップとして実施していこうというものでございます。

何度もすみませんが、資料7の5ページにお戻りください。

中段から下に、この会議の今後の取り組み方向を簡単に整理してございます。今後、この取り組みの方向に沿って、HOP、STEP、JUMPで整理している取り組みを段階的に進める、さらに、女性の元気情報広場で取り組みの見える化などに取り組みまして、道民、企業、団体、地域などオール北海道での理解の進展と支援環境の整備が進展することにより、全体としてすき間のない横断・総合的な支援体制を構築するものでございます。目指すものは、「男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会」と「女性の活躍促進による北海道経済及び地域づくりの活性化」でございます。

以上、女性の活躍を支援するための体制整備など、現在、道において進めている北の輝く女性応援会議等の背景を説明させていただきました。

続きまして、本日配付の1枚物の資料13の道内市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況をご覧ください。

平成25年4月現在の道内市町村の男女共同参画の策定状況でございまして、策定済みの市町村が41市町村、22.9%でございます。

裏側の一番下に全国平均が載っておりますが、全国平均が70.3%と記載されております。特に、市町村のうち町村につきましては、北海道の場合、133町村ございまして、そのうち12町村のみの策定でございまして、9%と著しく低い状況になっているところでございます。この状況につきましては、毎年、内閣府の調査結果が町村名入りで公表されてございまして、昨今の女性の活躍、あるいは、地域の人口減少問題などの動きの中で報道でも大きく取り上げられているところでございます。

市町村計画につきましては、男女共同参画社会基本法におきまして、都道府県は策定が義務になってございまして、市町村は国や都道府県計画を勘案して基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されてございまして、努力義務にとどまっているところでございます。しかし、地域の男女共同参画を進めるためには、やはり行政が中心となって地域の現状や実情を踏まえた総合的な施策として進めていく必要がございます。そのためには、市町村がみずから地域の状況を把握し、住民の意見などをお聞きしながら、住民との協働によって施策を進めることが望まれております。調査結果は、そのためにも大変重要な計画でございまして、基本となるべきものと考えております。

道の基本計画におきましては、施策を効果的に展開するため、市町村などとも一層連携を図りながら、市町村計画の策定や自主的な取り組みに対して支援、協力を努めることになっております。また、道内全体の男女平等参画を進めるとしてございまして、それぞれの市町村において男女平等参画を積極的に進めていただくことが不可欠であると考えていることから、これまでも、説明会の開催、アンケート調査の実施、さらに国の事業でございまして、アドバイザー派遣事業を活用した研修会の実施など、理解の促進に努めてきたところですが、現状としてはなかなか進んでいなかっ

た状況にあるわけでございます。

今、オール北海道で、女性の活躍による地域づくりを積極的に推進しようとする中でございまして、道としては、この計画を策定していない市町村においては、女性の施策に関して住民と意見を交わす機会がない、あるいは、そういった場も持っていないことは大変重要なことと考えております。今回、改めて、各振興局単位で、説明会の開催や、手引きあるいはマニュアル等の提供をし、さらには個別に市町村ごとに働きかけを行うなどしまして、現在、各地での策定の促進に向けた取り組みを進めているところでございます。

地域づくりの舞台は市町村でございますので、女性の活躍推進に向けた施策を進めていくためにも、基礎自治体としての市町村における計画が必要でございます。知事も、このことに対して大変強い意思を示しており、道内全ての市町村において策定していただくことを目指しながら、現在、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。

今の説明について何か質問はございますでしょうか。

○山崎委員 女のスペース・おんの山崎です。

女性の元気応援ネットですが、私たちはDV被害者のシェルターをやっていて、先日、全国のシェルターにアンケートをお願いしました。それで、仕事を持っている女性がシェルターに逃げるときにやめざるを得ないという状況がほとんどで、もともと正職員で働いていた人も、一回シェルターに入ってしまった後、シェルターを出た後はほとんどが非正規雇用という統計が出ました。そのアンケートを見て、暴力が女性の社会進出を一番阻害しているとすごく強く感じました。

前回、私たちのシェルターに逃げてきた人で、こんな事件がありました。シェルターに逃げたときに、有給休暇を使いましょうということでお休みをしました。そして、上司と、シェルターを出るときに復職しましょうと上司の方とお話をして、加害者対応をどうするかというお話もして、北海道でつくっている医療関係者の対応マニュアルの加害者対応の紙も送って、加害者が来たら毅然とした対応をしますよということを会社とお話しさせていただいていたにもかかわらず、彼女が復職した後に加害者が会社の周りを徘徊したのです。そして、彼女自身が解雇になってしまったという案件がありました。

そういうことを考えると、女性の元気応援ネットで、暴力から逃げ隠れしなくてきちんと就労を継続できる体制をとることを考えることがすごく大事だと思います。それから、暴力は女性の能力をすごく阻害するということがあるのですけれども、その女性が生き生きと働くということで、つまり、その人の子どもも生き生きと暮らせることにつながります。ですから、ぜひ、元気応援ネットで連携しながら、その辺も検討してもらいたいと強く思いました。

○広瀬会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

○齊藤委員 安倍総理も女性が輝く時代とおっしゃいながら、道でも、女性のために施策がこんなに出てきて、何とない時代になったのだろうかと思えますし、もう少し遅く生まれてきたほうがよかったかなと思うぐらいです。

ただ、全体を通しての印象は、設計図はできているけれども、具体的にこれがどう推進されるのかというイメージが全く湧きません。現状では、会議等の開催とうたわれていますけれども、これがいつになったら実現するのかというのが正直な感想です。

あとは、別添資料1の北の輝く女性応援会議の枠に、団体、女性団体、行政、NPO、企業と構成団体書かれておりますが、一つ大きな団体をお忘れではないかと思えます。例えば、地域という言葉が随分と出てまいります、地域というのはほとんどが町内会です。町内会活動の中に多くの女性たちが組織されております。中には、女性部もありまして、それぞれの地域にかかわる子育て、福祉、その他行政とかかわるさまざまなことを町内会女性部とかかわっているわけです。しかし、ここには大きな女性団体であるはずの町内会が全く書かれていません。私は、ここは大きな取りこぼしではないかという印象を受け取っております。

先日、日本女性会議がコンベンションセンターで開かれまして、私どもの団体は、地域から発信する女性の活躍というテーマで行ったのですが、地域における女性、特に町内会の女性にこのネッ

トワーク会議が全く周知されておりませんでした。参加者のほとんどは、行政の担当者であったり、活躍している女性団体のメンバーであって、町内会、地域が男女共同参画の推進から大きく取り残されているような印象をとっても受けます。

多くの男性が企業で働いておりまして、妻帯されている方は、お家に帰りますと、奥様、お嬢さんや息子さんがいらっしゃると思いますが、地域に住まいする方々への男女共同参画の手だてが具体的には全く見えてきていないというのが私の印象でございます。女性が元気で輝く社会は、地域の女性たちが元気になることでもあるかと思っておりますので、その辺のご検討をもう少ししていただけたらなと思っております。

以上です。

○**広瀬会長** 今の応援会議の構成メンバーについてはいかがでしょうか。

○**事務局** 構成メンバーにつきましては、要綱がございまして、今後も必要な場合については増やすことができるようになっております。今回は初めて立ち上げたわけでございますが、実は、この中身も、企業で働くキャリアウーマンだけを対象にするとか、経済的な問題だけを議論するためにこの会議を開くというものではなくて、特に、北海道の場合は、先ほど言いましたとおり、1次産業が基幹の地がたくさんあります。あるいは、広域分散型ということで大変広い地域もございまして、やはり、地域で女性が元気で頑張ることが非常にネックだと私どもも思っています。今後、そこを具体的にどう進めるかは課題でございますけれども、そこはしっかりと見据えて対策をとっていきたいと思っております。

町内会の話をしていただきましたけれども、一応、今回は、市長会とか町村会、全道の女性団体連合会も、地域で頑張っている女性の皆様も含めて参画していただいた経緯がございます。今いただいた町内会の件につきましては、事務局で、可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○**広瀬会長** それでは、他のご意見はいかがでしょう。

○**田中委員** 4ページの(2)企業におけるワークライフバランスの推進です。

そこにおいて、多様な働き方の促進とか、意識啓発を図るとか、見える化の推進などがありますが、何か具体的な政策があるのでしょうか。

○**事務局** この部分は、私どもで言いますと、主に経済部とか北海道労働局あたりが所管でして、既にそういった取り組みを進めております。今後どうするかということはありますけれども、現在行われていることが相当ございますので、そういったものを一度検証しまして、さらに足りない部分があれば、そこをどうするか、これからの会議の中で検討していきたいと思っております。

○**田中委員** 例えば、公共調達とか公共事業の入札のときに、どのくらい女性を活用しているか、それが条件にはならなくても、アンケートのような形で提出してもらうということを実際にされている市町村もあると聞きました。そういったことも、中小企業の中で女性が活躍できるようになるパーセンテージをもう少し上げていくものになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**事務局** 公共調達につきましても課題でございまして、道も一部、入札などでは、事前の事業者の取り組みの段階ではそういったことを工夫していただいて、それが点数にはね返るということもやっております。ただ、まだ完全にはできていない部分がございますので、庁内でも、可能な施策の一つとして検討していきたいと考えております。

○**広瀬会長** 他にございませんか。

○**崎広副会長** 道が北の輝く女性応援会議にかかわっていくことについて何ら異存はありませんが、この審議会が担当する主なミッションである北海道男女平等参画基本計画の中で、この応援会議とのかかわりはどこで読み取ってやっていくべきなのですか。第2次基本計画の中のどの項目をもって、この活動を読み取るのかという素朴な疑問です。

○**事務局** 女性の活躍の施策についてでございますが、私ども自身は、男女平等参画というグループで仕事をしておりまして、今年から新たに取り組んでいる事業でございます。これまでも、もちろん男女平等参画の事業を推進してきたわけでありまして、その事業と、いわゆる女性の活躍と、どこがどういうふう違うのかということ整理しながら仕事をしているところでございます。

社会のあらゆる分野で男女平等参画を進めるといのは男女平等参画の基本的なことでございます。今回、女性の活躍によって、それが変わったというものではございません。これまでもそう

ですし、これからもきちんと進めていく必要があると考えております。ただ、先ほど言ったように、経済的な背景や人口問題などさまざまな情勢がある中で、女性の活躍が特に進んでいない分、両立支援とか子育て支援など女性が働くために必要な支援を女性が活躍するためにピックアップして進めていこうというのが女性の活躍の施策でございます。

私どもがこれまで進めてきた男女平等参画の計画と重なる部分が非常に多いわけでございますが、今回はそこからさまざまな背景を踏まえた施策として女性活躍推進があると考えております。今回も、こうして皆様方にご報告させていただいて意見を聞いているものでございます。必ずしも男女平等参画の外にあるものではないことについてはご理解いただければと思います。

○崎広副会長 私は、外にあると言われたほうが理解しやすいです。目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと項目立てをして第2次基本計画が策定されていますね。その中の動きではなくて、別枠ですよというほうが理解しやすいです。ですから、第2次計画の中のどの項目でその活動を読み込むのかという質問だったのです。第2次基本計画とこの活動は全く別物ですよというのだったら、それはそれで理解ができませんけれども、第2次計画のこの条文のこのところでそれに当たるという話なのか、そのところを伺いたかったのです。

○事務局 私は説明が余り上手ではないのですけれども、道の男女平等参画の計画は、もちろん道がつくった計画でございますが、実際に進めるのは、行政だったり、企業だったり、地域だったりします。道全体で、あらゆる場面で、男女平等参画の計画に基づいて進めていただくというのが基本でございます。そういう意味では、輝く女性応援会議とはあまり違っておりません。ただし、実際に、男女平等参画の計画については、道が施策として推進するものでございますが、女性の活躍を推進する枠組みとしては、道も構成団体の一員として取り組むということでございます。さまざまな施策についてはそれぞれの構成団体が主体的に取り組んでいくということです。取り組む項目は道が進めている男女共同参画のさまざまな項目と一致するところがあるわけでございます。そういう意味では、範疇でございますけれども、それを進める主体や体制は男女平等参画の計画の事務局ではございません。そこが少し違うのですが、基本的に、北海道の中で取り組んでいくのは一緒でございますけれども、計画に基づく推進ではないということです。

○崎広副会長 計画に基づく活動ではないということですね。

○事務局 そうですね。

○広瀬会長 他にありますか。

○山根委員 北の輝く女性応援会議とありますが、北の輝く男性とは言わないのですね。男の人は働いていて輝いているかといったら、北海道でも輝いていないなと思うような状況の中で、今、政府から出てきた女性に対する動きを私はすごく警戒しているのです。

この提案でも、性別役割分業については肯定したままで出されてきていると私は捉えていました。育児休業にしてもそうですが、なぜ男性がとれないかということ、男性は家庭の中のことは何もできないわけです。だから、育児休業をとっても自分のできることは限られているということで、取得率がなかなか上がらないのではないかと私は考えています。だからこそ、男女平等参画審議会は、すごく価値があるというか、男も女も同じ人間として社会参加していくことにかかわって論議しているわけで、本当に重要な会議だと思っていました。

やはり、性別役割分業をなくした形での輝く女性応援会議として進めていただけるように、私は強く要望したいと思います。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。

他にいかがですか。

○足立委員 北の輝く女性応援会議という名称だそうですが、私自身は、個人的な見解ですがけれども、現在、この会議を非常に批判的に見ております。

例えば、有給休暇、育児休暇、あるいは女性の生理的な休暇などというような事柄は、既に法的な整備がなされているわけです。しかし、先ほど山根委員からも少しお話がありましたように、一つの現象が生まれてきたときに、本当に会社がその方向で対応してくれるのかということ、やはり対応しないのです。そういう事柄のほうが多いわけです。これは、一つその原因を考えてみますと、社会の中で女性の位置、実際に女性を活用しなければならない方向性が正常な形で認識されていないという基本的な問題があるのだということにまずは着目していかなければならないと思いま

す。

その中で、例えば、総理大臣が女性の問題について取り上げるような方針演説をしたことに対して、まさに迎合的な応援会議を大々的に設けていますが、この中にうたわれていることなんて当たり前のことばかりです。こういう形の中で女性を応援していかなければならないということは、今まで男女平等・男女共同参画という中では常にずっと言われてきた事柄でしょう。そのことから、今、こういう形で仰々しく上げること自体、私は非常に批判的に見ております。

むしろ、社会の認識、男性社会と言われておりますが、先ほどのお話の中でありました上司というのは男性だろうと思います。その男性がどういう意識を持って女性の状況に対して対応していくのか、この認識、理解を育てるための働きをこれからしていかなければなりません。それが本来の女性に対する応援ではないかと思えます。ここにうたわれているのは、全て今までなされてこなければならなかったのに、十分になされてきていない事柄です。それ以前の問題があるだろうということをもう少し考えなければいけないのではないかと思えます。最近、女性の支援とか応援とどこもかしこも大にぎわいですが、必ずしもその方向性が正しいとは私は思えません。

この応援会議の中においても、一番最後にありました「男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会」を実現するための社会の認識、男性の認識、理解をどうやってやるのかということも、この文言の中に一つも出てこないのです。でも、それをやらなければ、ここに書いてあることが実現しないと思えます。

ですから、言葉としてはすごくきれいです。すばらしいですね。ただ、今の日本には、その言葉に感動するような余裕はないのだぞということを申し上げておきたいと思えます。

私の感想でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

○**山中委員** 資料13の計画の策定状況ですが、北海道が22.9%ということで、全国で一番低い策定率となっております。その次に低いのが私の出身県の奈良県で、28.2%です。

低いなという印象ですが、人口規模でいくと北海道の人口が多い市町村はほぼ網羅していると思えます。策定済みの市区町村は41なので、かなり多い部類に入っていますし、北海道も大変頑張っているのではないかという印象を受けております。

これは、何%ぐらいまで持っていきたいという目標値があるのかどうかと、現状の41、22.9%というのは、人口カバー率が非常に高いのでよしとしているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○**事務局** 先ほど、全ての市町村でと申し上げたのですけれども、全国平均が70.3%でございます。例えば、隣の青森県は北海道と同じような町村が多いと思えますが、このときで95%です。現在は100%になっているそうです。ただ、その辺を見ますと、ここでいいということは決してないだろうと思うわけです。これは、私たちもそうかもしれませんけれども、やはり市町村の意識が低かったと思えますし、最低でも全国平均は行かなければならないと思っているところです。

○**広瀬会長** ぜひ、多くの町村にこういうものをつくるように、ご指導をお願いしたいと思います。

他に無いようでしたら、報告事項に関しては以上となりますが、よろしいでしょうか。

○**齊藤委員** 一番最初の報告の質問をしてもいいでしょうか。

例えば、相談件数のところで、ゼロが続いているとおっしゃっていました。さらに、そういった傾向について、相談の受け方の体制のお話をされていました。

9ページに苦情処理の流れ、10ページには申出記録票、11ページに申出記録票記入要領がありますが、こういうものは申し出者がかなりかかわってきますね。こういったことに答えなければ相談ができないのか。古い話ですが、江戸幕府の時代すら目安箱があって、何もなくても申告できたのに、道の相談はこういう形式を通さなければ相談ができないのかという印象を受けたのですが、これは門前払いですか。

○**事務局** 道民からの申し出の話ですね。苦情処理委員という弁護士に申し出をする場合には、申し出の記入用紙を使って申し出をすることになるので、知事に対する申し出は別に電話でも口頭でも受け付けております。DV相談が多いというお話はしましたけれども、我々はDV以外のありとあらゆる相談を受けております。

我々は、いろいろなパターンの相談も受けていますけれども、おかしいから道の施策も改善が必要だよというふうにある程度意見を述べるためには、きちんとした相談の中身を聞き取らなければならないいものですから、記録用紙に書いてくださいという制度にしております。

○齊藤委員 こういった形式を通さないと相談は受けられないということではないのですね。

○事務局 はい。

○齊藤委員 それでも、データがゼロというのが実態なのですか。要するに、電話もないということですか。例えば、相談らしきものはあったけれども、いろいろ聞いたら、これは無理ですねということで表面に出てきていないのか、その辺がよくわからないのです。

○事務局 実際の申し出の仕方ですけれども、まず、様式は道のホームページからダウンロードして、記載して、直接、苦情処理委員宛てに申し出をすることもできます。また、振興局において申し出に関する制度のパンフレット等も置いてあるので、それにより苦情処理委員宛てに申し出をすることもできます。また、我々のところに相談に来た段階で、苦情処理委員制度の話を書き出者がする以前に、相談内容をいろいろ聞くわけですから。そのときに、そこで完結してしまう場合が多いのが実態です。

例えば、こういうものなのですよ、こういうふうにしたら解決できますよ、その相談については専門の機関としてこういうところがありますよというふうに対応するのですが、どうも納得できないという場合に、我々のところに苦情処理委員制度がありますよときちんと周知できなかったことも要因としてあると思いますので、そこは反省して、今後の改善点として考えているところです。相談者が必ずしも苦情処理委員制度を認識した上で相談してきたかどうかについては、確かに疑問点があります。

○広瀬会長 それでは、報告事項に関しては以上でございます。

続いて、審議事項に移らせていただきます。

時間も押してまいりましたので、能率的な議論にご協力ください。

まず、今日のメインですけれども、第2次北海道男女平等参画基本計画の平成27年度の重点事項についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 重点事項についてですが、道では、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度に重点的に取り組むべき事項を、審議会の意見を踏まえながら、道庁内の組織である北海道男女平等参画推進本部で決定しております。翌年度の重点事項を決定した後は、道庁内の関係部局に通知し、関係部局がそれぞれの事業を実施するにあたり、男女平等参画の視点を加えることをお願いしているところでございます。

本日の審議会では、平成27年度の重点事項の選定に関して、北海道男女平等参画推進本部に提出する審議会としての意見を検討していただきたいと考えております。

では、資料8をご覧ください。

左側から、基本方向、施策の方向、過去の重点事項となっており、右側から2番目が、今回、委員の皆様から1人2項目ずつご選定いただいた重点事項でございます。各項目の右隣には、ご選定いただいた委員の皆様のお名前を掲載しております。

次に、資料9をご覧ください。

こちらは、事前に皆様からいただいた選定理由をまとめたものでございます。どのような視点や考え方で重点項目を選定されたかということが記載されております。

3枚めくりまして、資料10をご覧ください。

こちらは、審議会の意見として推進本部に提出する案ということで、事務局が作成したものでございます。本日は、この資料10の内容の検討までをご審議いただきたいと思っております。

最後に、選定された重点事項の項目数の考え方ですが、特に項目数を絞り込まなければならないわけではなく、例年、それぞれの年度の委員の皆様のお考えで選定していただいているところでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それぞれどのようなご意見でこの項目を選定したということも資料9で明確に述べられておりますし、皆様、事前に目を通してこられていると思いますが、とりわけ、この点について発言したい

という方がございましたら、ぜひご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○山根委員 取り組みの経過で、今、お話がありましたように、この意見を関係部局に持って行って、この視点を加えることをお願いしているということでしたね。昨年の重点事項について、各部局におろされたのですね。その結果は何か上がってくるのでしょうか。例えば、表になった数値で、どこが何%進んだという表みたいなものをもらったことがあったのですが、文章での表現もあったらと思います。

○事務局 資料5に推進状況と書かれているのですが、左側の「重」という欄の黒丸が平成26年度の重点事項でありますので、平成26年度の結果については、平成27年度の第1回目の審議会でわかることになります。

○広瀬会長 資料5の非常に詳しいデータが、昨年、私たちが選定した項目についてどのように進められたかの結果と受け取ってよろしいわけですね。

○事務局 資料5は全項目が入っておりまして、その中で重点事項も入っております。

○広瀬会長 そこを見ると、重点事項がどの程度推進されたかがわかるということですね。

○山根委員 ちゃんと見てなくて、すみません。

○事務局 補足でございます。

今回抽出しております実施状況につきましては、平成25年度の実施状況でございます。ここには、平成24年度の委員会で選定した結果が出てきております。したがって、昨年度、この委員会で選んでいただいた項目につきましては、来年の4月以降に出てくるものの中に結果が出てきます。ここに出ている結果につきましては、前の審議会で選んでいただいた項目です。

表の一番左端に「重」ということで丸印がついているものが、重点として選んでいただいた項目でございます。重のところに印がないものについては、重点項目ではないということです。

○山根委員 という説明がありましたが、そうすると、昨年、私たちが重点と決めたものについての結果がまだ出ていない中で、また新たに重点を決めるという状況ですね。

○広瀬会長 サイクルとしては、そういう形になっています。

皆様から来年度の重点事項についてのご意見が出ておりますけれども、項目で見ますと、皆様がこれを重点項目にしたいと選んだものは、トータルで15項目にわたっています。この一覧表を見ながら、皆さんの個々の意見を参照しながら、平成27年度の重点項目を決めていきたいと思いますが、何かご意見はございますか。

○齊藤委員 もし終わりの時間が許されるのであれば、委員たちがなぜこの理由を書かれているのか、この文章から伝わりにくいニュアンスなどもあるかと思っておりますので、順次、簡単に説明があってもいいと思います。

○広瀬会長 ちょっと時間が押しておりますので、既に3時を回っておりますので、全員が意見を述べるのはきついと思います。自分で、私はこの点を強調したいという方がおりましたら、ぜひ積極的に述べていただきたいと思います。

○山崎委員 1人二つということで、目標Ⅱの6の(1)が平成27年度の重点項目に入っておりません。これは、目標Ⅰの3にもつながりますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

○広瀬会長 目標Ⅱの6ですか。

○山崎委員 Ⅱの6の(1)男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実です。

○広瀬会長 これをぜひ入れてほしいというご意見ですね。その理由についてお願いします。

○山崎委員 先ほど、私がお話ししたことにかぶるのですが、女性の社会参画を大きく阻害しているのは、実例を挙げたとおり暴力ということがあります。あらゆる女性の権利を阻む暴力の根絶の取り組みは必要ではないかと思っております。特に、先ほど足立委員からお話がありましたように、企業の側でどうやって暴力を排除していくのかという姿勢も含めて、これから皆さんと一緒に検討していただきたいと思っていますからです。

○広瀬会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

○崎広副会長 二つと言われて、二つエントリーしていますよね。なおかつ、今、これもという意見ですね。

○山崎委員 そうです。

○**崎広副会長** それをやってしまうと、そもそものルールがおかしくなります。それだったら俺もこっちがあるという話になると思いました。そこで、もし皆さんが最初に二つ挙げた中で、資料10にある案の中に載っていないのであれば、復活折衝みたいな話になるのかなと受けとめていたのです。

要するに、資料10は、事務局が私たちの意見をまとめて、これをもって最終的に展開してくれるのですね。この中に自分が挙げた二つのことがエントリーされてなくて、私の意見が落ちている。私の落ちた意見を入れてくださいという話なら聞くに当たると思いますが、しかし、事前のエントリーで二つ決めてくださいといった中で既に両方載っていて、さらにこれもという話は、今までのルールからいって、公平を欠くような感じがします。

○**山崎委員** わかりました。

目標Iの3に入っていますので、その中で実際に行う施策に入れていただく形でやっていただきたいと思えます。

○**広瀬会長** そうしますと、女性への暴力の根絶についてという意味ではかぶっていますので、今の意見は取り下げて、もともと山崎委員が選ばれた性の尊重などのところを採用していただきたいということですね。

他にご意見はないでしょうか。

○**山中委員** 先ほど、これから絞り込む必要はないというお話を伺いましたけれども、皆さんそれぞれが主張を持ってご提示されたので、丸ついているものは全部採択でいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**広瀬会長** 全部採用したらどうかという意見が出てまいりましたけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○**細野男女平等参画担当課長** 今、会長からお話がありましたとおり、そもそも40項目列記していきまして、それぞれが全て重要な案件でございます。この中で、各委員の皆様から2項目を出していただいて、今、それぞれ選ばれたものが15本になっております。これが皆さんの総意で重点にということであれば、事務局は全く異存がございません。

それから、資料を事前に配付しておりますけれども、仮に2名、3名の委員が重なっているところで、全体を見たときに、急遽、私はこちらに移りたいということがあれば、過去の審議会でもそういう経過もございますので、この場の中で調整いただいたもので事務局としては全く異存がございません。

どうぞよろしく願いいたします。

○**広瀬会長** 他にご意見はございませんか。

○**山根委員** 具体的に、広報・啓発のところ、広報紙「ほっかいどう」が1年に6回発行されています。このごろのものを見たら、「女」という字は全くなかったから、この審議会があるようなことも、それから、男女平等参画にかかわることも含めて、何かコーナーをつくって、ぜひ道民にアピールして、男女平等参画について啓発してほしいと具体的をお願いしたいと思います。

それから、この前、研究会に参加しましたところ、若い人たちのデートDVがすごく問題になっているとありました。ですから、学校教育の中で性の教育をちゃんと位置づけてはどうかと思っています。しかし、とても忙しくて、前は総合科で何時間かとっていたけれども、現在は全く扱われていないという報告でした。やはり、どこかが押してあげないと、そういうものは教育の中に入っていないのではないかと思います。性というのは、体ばかりでなく、人間関係ということで教育の中でやっていかなければデートDVもなくなります。直結させるのは急かもしれませんが、私はそんなふうにするので、暴力根絶のところか、男女平等教育のところか、そういうことも含めて取り組んでいただければありがたいと思います。

○**細野男女平等参画担当課長** 今、山根委員からありました北海道の広報ですが、季節ごとに出していますので、紙面の関係もございますけれども、男女平等参画をPRできるように私どもも働きかけてまいりたいと思います。

それから、今、デートDV関係でご発言がございました。実は、当審議会の山崎委員もメンバーに入っているのですけれども、現在、皆さんにいろいろ調整いただいております。第3次のDV基本計画が7月にスタートいたしました。その中で、予防教育の観点から、デートDV

については大変重要な位置づけにしております。今、北海道教育委員会を初め、庁内の各課、民間の方々に加わっていただき、高校生等に配付するリーフレットや教育現場の先生方に指導していただくときの手引についても、鋭意、調整しております。完成しましたら、各校に配り、生徒の皆さんにデートDVが起こらないようにということで教材として使っていただくことにしております。よろしくお願ひいたします。

○**広瀬会長** 今、山根委員が発言された学校における性をきちんと教えるという問題は、目標Ⅰの基本方向3の性の尊重についての認識の浸透に盛り込まれていると思います。そのあたりが平成27年度も重点項目になりますから、そこで推進していただくことが可能ではないかと思ひます。

皆様、他に何かご意見ござひませんか。

○**武田委員** 今回、私がこの重点項目を選んだ理由ですが、先ほど来、何人かの委員がおっしゃっていましたが、男女平等参画となると、とりわけ女性のほうがクローズアップされるわけですが、その女性の方を取り巻く男性を含め、夫婦、父母、おじいちゃん、おばあちゃん、子どもといった全体的なネットワークづくりの中で、それぞれがどういう役割と生きがいを持って取り組めるかが非常に大事だということを重く考えて、この二つを選びました。実際にそろそろそういうときに入ってきているのかなと思ひます。

北の輝く女性応援会議も、こういうネーミングになってしまっていますが、むしろ縦割りというよりは、マトリクス、さらにそのマトリクスを超えてネットワークをつくっていくためにどうすることができるかを模索しようとしていると前向きに受けとめようと思ひております。

そういった意味で、この基本計画は、マトリクスをきちんとしていくということがあると思ひますので、先ほど山中委員がおっしゃったように、皆さんがいろいろ考えて出したものですから、ぜひ網羅してやっていったほうがいいのではないかと思ひます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

他にいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もし無いようでしたら、皆さんが選んだ15項目を採用していただきたいというご意見が強いようですので、その方向で確認したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、平成27年度の重点項目については、原案どおり、皆様が選択された15項目ということになります。

それでは、次の議題です。

北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者選考に係る専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** チャレンジ賞を担当します事務局の二瓶です。

資料11により説明させていただきます。

まず、北海道男女平等参画チャレンジ賞の設置の根拠ですが、点線で囲ってある参考の部分を見ていただきますと、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱の第5条第1号で、本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うこととなっております。そして、北海道男女平等参画参画推進条例の第30条第1項で、審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができることとなっていることから、専門部会を設置して、チャレンジ賞の選考をしていただきたいと考えてございます。

2、専門部会設置の理由ですが、ここに記載されていますとおり、男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰して、男女平等参画社会実現への機運を高めることを目的としているもので、有識者から成る北海道男女平等参画審議会専門部会を設置して、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしております。

3、専門部会の構成ですが、社会のあらゆる分野で活躍している個人、団体を顕彰することから、各分野からバランスよく構成していただきたいと考えております。

2枚めくっていただきますと、平成25年度のチャレンジ賞の受賞者2件となっております。

今年度の応募状況は、1個人、3団体の合計4件となっております、こちらから2件の受賞者を決めていただきたいと思いますと考えてございます。

資料11の1ページ目に戻っていただきまして、4、専門部会の開催スケジュールです。

本日、専門部会を設置していただきまして、第1回専門部会を12月中旬に行いたいと考えております。専門部会の開催の前には、専門部会の委員の皆さんに資料を送付して採点していただき、専門部会では皆さんの意見をまとめて候補者を選考していただき、知事への報告となります。また、12月下旬に受賞者を決定し、2月上旬に贈呈式を予定してございます。

5、専門部会の公開についてですが、受賞候補者のプライバシーに配慮しまして、審議は非公開としております。

以上です。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

質問はございませんね。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、委員は会長が指名することになっておりますので、私から専門部会の委員を指名させていただきます。

まず、部会長は、崎広副会長をお願いいたします。

続きまして、委員ですが、齊藤委員、高田委員、山田委員、山中委員をお願いいたします。

以上の5名の方を委員にしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、専門部会で行われた審議内容については、先ほどのご説明にもありましたけれども、知事へ報告させていただくことになっております。

次に、その他ということで、委員の皆様から何かございましたら、ここで取り上げることになっておりますけれども、いかがでしょうか。

○**齊藤委員** 審議会の進め方について一つお願いしたいと思います。

この審議会は、それぞれ公募で選ばれたりされているわけですがけれども、できたら皆さんの意見を話せるような運営の仕方を議長にお願いしたと思います。お一人1回ぐらいは必ず発言できる審議会であってほしいと思っております。

○**広瀬会長** わかりました。

これからは、議事進行に気をつけたいと思います。

他にいかがでしょうか。

○**崎広副会長** 今あったのですけれども、審議会というものはかなり形式的で、きょうお手元に配付された審議会の資料12の条例が根拠になっていると思います。

それで、3ページ目の第8条の第4項の中に、「知事は、基本計画を定めるに当たって、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない」という役割のミッションを定められています。それから、第4章で審議会が規定されていて、第24条の(1)に、「知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する」とありまして、頭に「知事の諮問」という言葉があります。ですから、諮問されていないことは所管ではありません。そして、(2)の「前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事務」というものはほとんどないはずで、せいぜいあるとすれば、「審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議できる」であって、建議するものをもって話をしなければいけないので、ここではただ話した話ではできないと思います。むしろ、この中で問題提起をして、このテーマを知事に提起しようということであれば、皆さんの意見が発露できるのではないかと思います。

ここは、法的なものに基づいている団体で、議会とは違うので、勝手なフリートーキングは基本的にできないだろうと思っています。審議することをそれぞれの立場からきちんと審議するというのがこの審議会ではないかと思っておりますので、齊藤委員とは違う考え方を持っています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 事務局から何かございますか。

○**事務局** 次回の審議会についてですが、第2回の審議会は2月に開催する予定です。時期が近く

になりましたら、事前に出席可能な日程についてお問い合わせをしますので、よろしくお願いいたします。

○**広瀬会長** 皆様、特に質問がなければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○**細野男女平等参画担当課長** 広瀬会長、崎広副会長、各委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

また、チャレンジ賞の選考の専門部会にご出席いただく各委員の皆様には、また近いうちにお力添えをいただきたいと思えます。改めてご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐藤くらし安全局長** 一言、お礼を兼ねてお話をさせていただきたいと思えます。

今日は、大変活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。限られた時間の中で申し訳ないと思えます。

今後の審議会の進め方ですが、効率的に進められるように、事務局といたしましても、資料の事前配付はもちろんですが、そのほかいろいろなご意見を効率的にお伺いする方法を検討したいと思っております。

また、我々の新たな取り組みの輝く女性応援のネットについていろいろとご意見をいただきました。一部の委員さんから厳しいご意見をいただきましたけれども、武田委員が言われたとおり、実は模索をしている状況でございまして、まずは機運の醸成というスタートを切ろうではないかということでございます。知事の思い入れも非常に強くて、国は男女共同参画と言っていますけれども、まずはその会議のときに平等参画とは何であるかという説明をわざわざするぐらいの熱の入れようでございます。私どもとしても、どうやって進めていくかについて、きょうお集まりの委員さんのご意見をさまざまお聞きしながら、望まれる形を考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今日いただきましたご意見につきましては、関係各課がございしますので、全庁一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

きょうは、本当にありがとうございました。

3. 閉 会

○**細野男女平等参画担当課長** これをもちまして、平成26年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以 上